

承認第2号

専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和3年4月9日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

専決処分書

地方自治法（昭和22年年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（別紙）を下記の理由により専決処分する。

令和3年3月31日

南風原町長 赤 嶺 正 之

（専決処分した理由）

沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が摘要される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が改正され、令和3年3月31日に公布された。同年4月1日施行のため、この省令及び法律改正に伴い南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例についても改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分する。

南風原町条例第 6 号

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

南風原町長 赤嶺正元

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり。

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成4年南風原町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

第4条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、「掲げるもの」の次に「（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。）にあつては租税特別措置法第10条の5の5第1項、第42条の12の6第1項又は第68条の15の6の2第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）に限る。）」を、「備品」の次に「（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を加える。

第5条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、「（昭和32年法律第26号）」を削り、「第2号」を「第1号」に改め、「受ける設備」の次に「（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を、「備品」の次に「（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を加える。

第6条中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「起算して5年内」を「令和5年3月31日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条から第5条までの規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>（観光地形成促進地域における課税免除）</p> <p>第3条 町長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和4年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下この条において「特定民間観光関連施設」という。）を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p>	<p>（観光地形成促進地域における課税免除）</p> <p>第3条 町長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和3年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下この条において「特定民間観光関連施設」という。）を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p>
<p>（情報通信産業振興地域における課税免除）</p> <p>第4条 町長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和4年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定</p>	<p>（情報通信産業振興地域における課税免除）</p> <p>第4条 町長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和3年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定</p>

改正後

する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるもの（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。））にあつては租税特別措置法第10条の5の5第1項、第42条の12の6第1項又は第68条の15の6の2第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）に限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分に

改正前

する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

改正後	改正前
<p>ついて、課税を免除する。</p> <p>(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)</p> <p>第5条 町長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、<u>沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日</u>（以下この条において「提出日」という。）から<u>令和4年3月31日</u>までの間に、<u>沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備</u>（<u>特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。</u>）であって、<u>取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品</u>（<u>特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。</u>）で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した<u>沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等</u>について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課す</p>	<p>(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)</p> <p>第5条 町長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、<u>沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日</u>（以下この条において「提出日」という。）から<u>令和3年3月31日</u>までの間に、<u>沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法</u>（<u>昭和32年法律第26号</u>）<u>第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備</u>であって、<u>取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品</u>で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した<u>沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等</u>について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p>

改正後	改正前
<p>る固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p> <p>(促進区域における課税免除)</p> <p>第6条 町長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(当該同意の日が令和5年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。)から令和5年3月31日までに促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者(地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。)について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。</p>	<p>(促進区域における課税免除)</p> <p>第6条 町長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(当該同意の日が令和3年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。)から起算して5年以内に促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者(地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。)について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。</p>